

開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について
6月の審議会でのご意見・確認

ご意見・確認	対応
1. 「報告資料に記載の住所を一部修正する。」 (給田→中町二丁目)	住所を修正しました。
2. 「広尾の仮設校舎が、非公表なのはなぜ？都だからこそ積極的に公表すべきではないか。」	東京都に要請し、公表していただくことになりました。
3. 「資料に、事業主体の名前を記載すべき」	本審議会資料より記載致します。
4. 「給田の集合住宅の削減率が高いのはなぜ？」	比較すべきでない改築前後の数値のため、修正します。
5. 「手続き終了通知書が交付されているか否かについて記載してほしい。」	審議会開催時点では終了通知書は交付済みです。
6. 「報告の手続きのあり方について 環境審議会に報告し意見を反映してから、終了通知書を出すべきではないか。」	配慮要請をする場合は審議会に諮問する仕組みです。

現在の終了通知書交付までの流れ

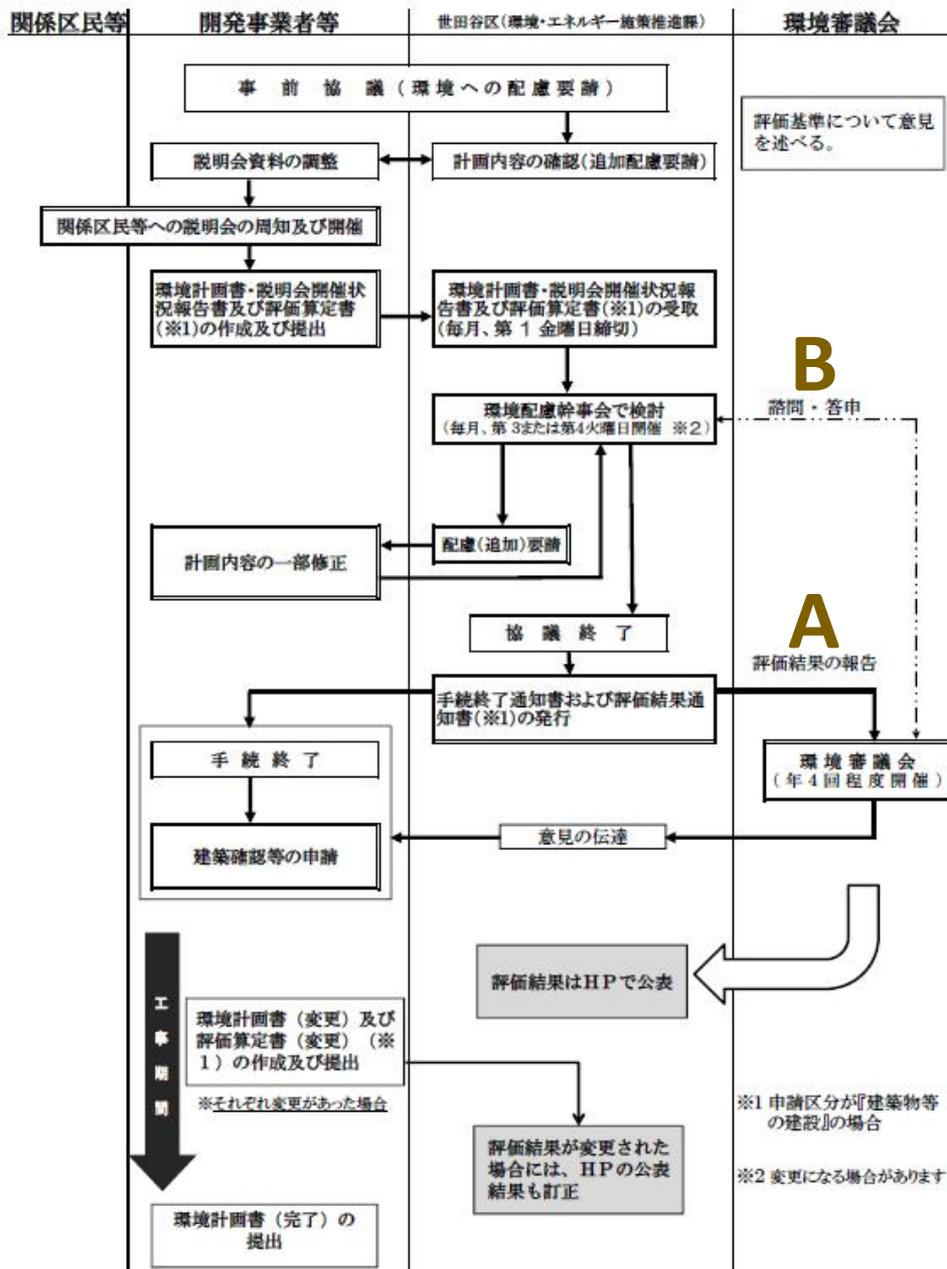
2 手続きの流れ図

A：評価結果の報告

毎月開催の「環境配慮幹事会」での検討を経て協議を終了し、開発事業者等へ「終了通知書」を交付。環境審議会に対して、評価結果の報告を行う。

B：諮問・答申

毎月開催の「環境配慮幹事会」での検討により、配慮（追加）要請することを決定。区長は開発事業者等に対し、環境への配慮について要請することができ、要請するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。



○6月の審議会でのご意見・確認6（5も関連）

開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について

「報告の手続きのあり方について 環境審議会に報告し意見を反映した終了通知書を出すべきではないか。」



<回答>

現行の仕組みでは一次審査を関係所管で行い、施工主に要請の要ありと判断した案件のみ環境審議会に諮問します。それ以外の案件は事後報告となりますが、いただいたご意見をもとに、一次審査の精度を高めていきます。

令和5年11月7日
環境政策部
環境・エネルギー施策推進課

世田谷区環境配慮幹事会において検討し、事業者との協議が終了した下記事業における環境配慮状況について、報告いたします。

No	事業名・事業者	所在地	事業概要	環境配慮内容														
1 P.1	<p>事業名 (仮称)世田谷区成城7丁目有料老人ホーム新築工事</p> <p>事業者 合同会社OW2 代表社員一般社団法人OW2 職務執行者村田 洋子</p> <p>設計者 株式会社井上穰建築デザイン研究所</p>	成城 7-30-16	<p>有料老人ホームの建設</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 約4,467㎡ 法延面積 約4,160㎡ 構造階数 RC造 地上3階 	<p>・計画</p> <table border="1"> <tr> <td>用途</td> <td>有料老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>緑化率</td> <td>36.45% (基準緑化率34%)</td> </tr> <tr> <td>年間一次エネルギー</td> <td>12,444GJ (BEI:0.84)</td> </tr> </table> <p>・幹事会での主な意見</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・住環境条例について、広場状空地の利用を入居者および関係者に限定したいと相談がありましたが、近隣住民への一般開放もお願いしたい。</p> <p>・成城7丁目緑地等、周辺のみどりとのつながりと生物多様性及び景観に配慮した緑化計画となるよう努めてください。</p> </div> <p>・評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>自然エネルギーの有効利用</td> <td>省エネルギー対策</td> <td>みどりの保全・創出</td> <td>災害対策</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">★</td> <td style="text-align: center;">★ ★</td> <td style="text-align: center;">★ ★ ★</td> <td style="text-align: center;">★ ★</td> </tr> </table>	用途	有料老人ホーム	緑化率	36.45% (基準緑化率34%)	年間一次エネルギー	12,444GJ (BEI:0.84)	自然エネルギーの有効利用	省エネルギー対策	みどりの保全・創出	災害対策	★	★ ★	★ ★ ★	★ ★
用途	有料老人ホーム																	
緑化率	36.45% (基準緑化率34%)																	
年間一次エネルギー	12,444GJ (BEI:0.84)																	
自然エネルギーの有効利用	省エネルギー対策	みどりの保全・創出	災害対策															
★	★ ★	★ ★ ★	★ ★															
2 P.6	<p>事業名 (仮称)世田谷区南烏山1丁目計画新築工事</p> <p>事業者 野村不動産株式会社 住宅事業本部 事業開発三部長 浜岡 健</p> <p>設計者 株式会社森組 東京本店</p>	南烏山 1-19-6	<p>共同住宅(分譲)の建設</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 約1,838㎡ 法延面積 約7,143㎡ 構造階数 RC造 地上14階 	<p>・計画</p> <table border="1"> <tr> <td>用途</td> <td>共同住宅(分譲)</td> </tr> <tr> <td>緑化率</td> <td>15.11% (基準緑化率15%)</td> </tr> <tr> <td>年間一次エネルギー</td> <td>6,200.9GJ (BEI:0.69)</td> </tr> </table> <p>・幹事会での主な意見</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・生物多様性及び景観に配慮した緑化計画となるよう努めてください。</p> </div> <p>・評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>自然エネルギーの有効利用</td> <td>省エネルギー対策</td> <td>みどりの保全・創出</td> <td>災害対策</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">★</td> <td style="text-align: center;">★ ★</td> <td style="text-align: center;">★ ★ ★</td> <td style="text-align: center;">★</td> </tr> </table>	用途	共同住宅(分譲)	緑化率	15.11% (基準緑化率15%)	年間一次エネルギー	6,200.9GJ (BEI:0.69)	自然エネルギーの有効利用	省エネルギー対策	みどりの保全・創出	災害対策	★	★ ★	★ ★ ★	★
用途	共同住宅(分譲)																	
緑化率	15.11% (基準緑化率15%)																	
年間一次エネルギー	6,200.9GJ (BEI:0.69)																	
自然エネルギーの有効利用	省エネルギー対策	みどりの保全・創出	災害対策															
★	★ ★	★ ★ ★	★															

No	事業名・事業者	所在地	事業概要	環境配慮内容			
----	---------	-----	------	--------	--	--	--

3 P.11	事業名 (仮称) カーメスト大蔵の杜 (第2期) 新築工事 事業者 東京都住宅供給公社 理事長 中井 敬三 設計者 株式会社市浦ハウジング&プランニング	大蔵3-1-1	有料老人ホームの建設 ○敷地面積 約17,618㎡ ○法延面積 約33,599㎡ ○構造階数 RC造 地上14階	・計画 <table border="1"> <tr> <td>用途</td> <td>共同住宅</td> </tr> <tr> <td>緑化率</td> <td>35.50% (基準緑化率 35.06%)</td> </tr> <tr> <td>年間一次エネルギー</td> <td>5,934GJ (BEI: 0.87) (4棟平均)</td> </tr> </table>		用途	共同住宅	緑化率	35.50% (基準緑化率 35.06%)	年間一次エネルギー	5,934GJ (BEI: 0.87) (4棟平均)	・幹事会での主な意見 <table border="1"> <tr> <td colspan="4"> ・地域の風致及び国分寺崖線の景観や動植物の生息・生育環境の核となるみどりの保全・創出と、砧公園から次大堀公園まで続く生物多様性のつながり・広がり ・「東京が新たに進めるみどりの取組(東京都)」に沿い、都市づくりのランドデザインを踏まえた公共施設となるよう、既存樹木の保全及び接道部への積極的な緑化、地上部での樹木による緑化に努めてください。 ・新たに植栽する樹種の選定にあたっては、在来種の積極的活用を心がけてください。 ・湧水保全重点地区であり、積極的な地下水の涵養に努めてください。 </td> </tr> </table>			・地域の風致及び国分寺崖線の景観や動植物の生息・生育環境の核となるみどりの保全・創出と、砧公園から次大堀公園まで続く生物多様性のつながり・広がり ・「東京が新たに進めるみどりの取組(東京都)」に沿い、都市づくりのランドデザインを踏まえた公共施設となるよう、既存樹木の保全及び接道部への積極的な緑化、地上部での樹木による緑化に努めてください。 ・新たに植栽する樹種の選定にあたっては、在来種の積極的活用を心がけてください。 ・湧水保全重点地区であり、積極的な地下水の涵養に努めてください。			
				用途	共同住宅													
				緑化率	35.50% (基準緑化率 35.06%)													
年間一次エネルギー	5,934GJ (BEI: 0.87) (4棟平均)																	
・地域の風致及び国分寺崖線の景観や動植物の生息・生育環境の核となるみどりの保全・創出と、砧公園から次大堀公園まで続く生物多様性のつながり・広がり ・「東京が新たに進めるみどりの取組(東京都)」に沿い、都市づくりのランドデザインを踏まえた公共施設となるよう、既存樹木の保全及び接道部への積極的な緑化、地上部での樹木による緑化に努めてください。 ・新たに植栽する樹種の選定にあたっては、在来種の積極的活用を心がけてください。 ・湧水保全重点地区であり、積極的な地下水の涵養に努めてください。																		
・評価結果 <table border="1"> <tr> <td>自然エネルギーの有効利用</td> <td>省エネルギー対策</td> <td>みどりの保全・創出</td> <td>災害対策</td> </tr> <tr> <td>★ ★ ★</td> <td>★ ★</td> <td>★ ★ ★</td> <td>★ ★ ★</td> </tr> </table>				自然エネルギーの有効利用	省エネルギー対策	みどりの保全・創出	災害対策	★ ★ ★	★ ★	★ ★ ★	★ ★ ★							
自然エネルギーの有効利用	省エネルギー対策	みどりの保全・創出	災害対策															
★ ★ ★	★ ★	★ ★ ★	★ ★ ★															

4 P.16	事業名 都立青鳥特別支援学校改築工事 事業者 東京都知事 小池 百合子 設計者 株式会社INA新建築事務所	池尻1-1	学校の建設 ○敷地面積 約9,993㎡ ○法延面積 約13,956㎡ ○構造階数 RC造・一部S造 地上4階	・計画 <table border="1"> <tr> <td>用途</td> <td>学校</td> </tr> <tr> <td>緑化率</td> <td>30.77% (基準緑化率 28.32%)</td> </tr> <tr> <td>年間一次エネルギー</td> <td>6,841GJ (BEI: 0.60)</td> </tr> </table>		用途	学校	緑化率	30.77% (基準緑化率 28.32%)	年間一次エネルギー	6,841GJ (BEI: 0.60)	・幹事会での主な意見 <table border="1"> <tr> <td colspan="4"> ・みどりの拠点である世田谷公園から続くみどり、生物多様性のつながり・広がり ・屋上緑化および壁面緑化については、特に維持管理に配慮し、持続性のある施設となる計画をお願いします。 ・新たに植栽する樹種の選定にあたっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン(東京都環境局)」等を参考に、在来種の積極的活用を心がけてください。 ・敷地北側の樹木は、建物の配置等配慮できるなら保存を検討してください。 </td> </tr> </table>			・みどりの拠点である世田谷公園から続くみどり、生物多様性のつながり・広がり ・屋上緑化および壁面緑化については、特に維持管理に配慮し、持続性のある施設となる計画をお願いします。 ・新たに植栽する樹種の選定にあたっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン(東京都環境局)」等を参考に、在来種の積極的活用を心がけてください。 ・敷地北側の樹木は、建物の配置等配慮できるなら保存を検討してください。			
				用途	学校													
				緑化率	30.77% (基準緑化率 28.32%)													
年間一次エネルギー	6,841GJ (BEI: 0.60)																	
・みどりの拠点である世田谷公園から続くみどり、生物多様性のつながり・広がり ・屋上緑化および壁面緑化については、特に維持管理に配慮し、持続性のある施設となる計画をお願いします。 ・新たに植栽する樹種の選定にあたっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン(東京都環境局)」等を参考に、在来種の積極的活用を心がけてください。 ・敷地北側の樹木は、建物の配置等配慮できるなら保存を検討してください。																		
・評価結果 <table border="1"> <tr> <td>自然エネルギーの有効利用</td> <td>省エネルギー対策</td> <td>みどりの保全・創出</td> <td>災害対策</td> </tr> <tr> <td>★ ★ ★</td> <td>★ ★ ★</td> <td>★ ★</td> <td>★ ★ ★</td> </tr> </table>				自然エネルギーの有効利用	省エネルギー対策	みどりの保全・創出	災害対策	★ ★ ★	★ ★ ★	★ ★	★ ★ ★							
自然エネルギーの有効利用	省エネルギー対策	みどりの保全・創出	災害対策															
★ ★ ★	★ ★ ★	★ ★	★ ★ ★															

区分1 【自然エネルギーの有効利用】

(R3.4 改訂)

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考		
自然エネルギーの変換利用	延床面積 10,000 m ² 未満 (※)	① 太陽光発電設備 10kW	2	0	※5,000 m ² 未満では500 m ² につき1kW 設置で基準点2 1.5kW " 4 2kW " 6		
		② 年間一次エネルギー量換算 100GJ					
	①太陽光発電 ②その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等)	① " 15kW	4				
		② " 150GJ					
	③ 太陽光発電の蓄電利用	① " 20kW	6				
		② " 200GJ					
	太陽光発電の蓄電利用	蓄電池容量10kWh (太陽光発電5kW以上)	2			0	この欄の自然エネルギーの変換利用の項目が採点された場合のみ以下の項目を評価し加点することができる。
	延床面積 10,000 m ² 以上	① 太陽光発電設備 20kW	2			0	
		② 年間一次エネルギー量換算 200GJ					
		①太陽光発電 ②その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等)	① " 30kW				4
② " 300GJ							
③ 太陽光発電の蓄電利用	① " 40kW	6					
	② " 400GJ						
太陽光発電の蓄電利用	蓄電池容量20kWh (太陽光発電10kW以上)	2	0	屋根貸など他事業者による設置でもよい。発電電力の利用方法は問わない。			
自然エネルギーの直接利用	ダブルスキン構造等	採用した場合	2	0	冬期の熱回収等を目的とした空調機等に接続する場合		
	地中熱を利用したシステム (クール・ヒートトレンチ)	採用した場合	1	0			
	自然通風・外気を利用したシステム (通風経路確保、ナイトパージ、自然換気システム)	採用した場合	各1	0			
	自然採光を利用したシステム (ライトシェルフ、アトリウム、トップライト、ハイサイドライト等)	採用した場合	各1	1			
	太陽熱を利用したシステム (パッシブソーラーシステム)	採用した場合	1	0			
その他、「自然エネルギーの有効利用」事項 →P.6 に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数			
合計点				1			

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	○
4～5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	

区分2【省エネルギー対策】（共同住宅以外）

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
エコカーの普及	電気自動車充電用コンセント	1個設置した場合	1	0	
		2個以上設置した場合	2	0	
	電気自動車充電器	設置した場合	2	0	一般利用
	カーシェアリング	採用した場合	1	0	
性能断熱	外皮性能 パリメータゾーンの年間熱負荷係数（PAL*）	設計値／基準値を1.0以下で計画	1	0	建築物省エネ法誘導基準
省エネルギーシステムの導入	人感センサー利用照明	採用した場合	1	1	トイレなど不特定多数の方が利用する場所への設置
	昼光センサーやタイムスケジュールなどの照明制御	採用した場合	1	0	効果の見込める居室への設置
	全熱交換器	採用した場合	1	1	同上
	CO ₂ 制御換気システム	採用した場合	1	0	同上
	エネルギー管理システムの導入	BEMSの採用	2	0	建物全体で採用された場合
	大温度差送風・送水システム	採用した場合	1	0	
	高効率照明設備の採用	LED照明を採用した場合	1	1	
	ダブルスキン構造等	採用した場合	1	0	カーテン等以外の場合
高効率設備	高効率空調機の採用 「エネルギー環境適合製品 告示」に定める熱源機を用いるもの。	採用した場合	1	0	
	高効率ボイラ 「エネルギー環境適合製品 告示」に定めるもの。	採用した場合	1	0	
	コージェネレーションシステム 「エネルギー環境適合製品 告示」に定めるもの	採用した場合	2	0	
	高効率給湯設備（エコジョーズ等）	採用した場合	1	0	
エネルギー消費量	一次エネルギー消費量 設計値／基準値（BEI）	0.8以下で計画	1	1	建築物省エネ法誘導基準
		0.6以下で計画	2		ZEB Oriented 相当
		0.5以下で計画	3		ZEB Ready 相当
その他、「省エネルギー対策」事項 →P.6に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数
合計点				4	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	○
6点以上	★★★	優良な配慮	

区分3【みどりの保全・創出】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点1	採点1	基準点2	採点2
みどりの量	緑化率	基準(※1)どおり	1	2	採点1の合計 2→1点	3
		基準を2パーセント上回る	2			
		〃 4 〃	4			
	高木(※2)の配置(本数)	基準どおり	1	4	3～5→2点	
		基準を20パーセント上回る	2		6～8点→3点	
		〃 40 〃	4			
緑化空間	地上部の緑化率	緑化率のうち地上部だけで基準(※1)を満たす	1	0	採点1の合計 0点→0点 1→1点 2→2点	0
	環境空地	基準面積を20パーセント上回る	1	0		
みどりの質の向上	世田谷の風土に調和する樹木による緑化	計画区域内の高木・準高木(※2)のうち70パーセント以上が主に関東に分布している樹種	1	0	採点1の合計 0～1点→0点 2～4→1点	1
	常緑樹と落葉樹のバランスのとれた植栽	高木・準高木のうち落葉樹の比率は20パーセント以上実施	1	1		
	新たな景観を生み出すシンボルとなる樹木の植栽	6m以上の樹木の植栽	1	1		
	花の咲く木など季節を感じられる植栽計画	開花時期が異なる3種類以上の多様な花の咲く木などで計画した場合	1	0		
既存樹木	既存樹木の保存	敷地内において、準高木以上の樹木の数が2割以上かつ10本以上存置	1	1	採点1の合計 0点→0点 1→1点 2～3→2点 4→3点	1
		道路から6m以内の範囲において 〃	2			
		高さ10m以上の健全な樹木を3本以上保存(移植を含む)	1	0		
		道路から6m以内の範囲において 〃	2			
生きものの緑化	生きものや水環境に関する工夫	ビオトープ、灌水装置などの整備	1	1	採点1の合計 0点→0点 1→1点 2～3→2点	2
		野鳥や昆虫などが立ち寄る工夫(実のなる樹種の植栽やバードバス・巣箱の設置など)	1	1		
		みどりを活用した学習の場や交流の場などを計画した場合	1	0		
その他、「みどりの保全・創出」事項 →P.6に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
合計点						7

配慮項目の採点2を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	○

- ※1 「世田谷区みどりの基本条例」による
 ※2 高木 植栽時の高さが4m以上の樹木
 準高木 〃 2.5～4m未満の樹木

区分4【災害対策】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
災害への配慮	免震構造または制震構造	採用した場合	2	0	
	構造躯体の倒壊等防止	建築基準法(※1)の 1.25倍で計画	1	0	品確法の耐震等級2相当(構造躯体の倒壊等防止)
		建築基準法(※1)の 1.5倍で計画	2		
	雨水流出抑制	基準(※2)を15パーセント上回る	1	0	
		基準(※2)を30パーセント上回る	2		
防火水槽	新設又は設置されている場合	1	1	専用の水槽または、常時水をためて火災時に使用するもの	
災害時への対策	防災倉庫	設置した場合	1	1	延べ面積1万m ² 以上の場合は、※2を超える配慮
	災害トイレ	設置した場合	1	1	延べ面積1万m ² 以上の場合は2基以上で点数化されます。 ※2を超える配慮 上記に加え延べ面積に関らず 100人あたり→2基以上 150人あたり→3基以上で 点数化されます。
		以降居住者50人あたり 1基以上設置した場合	1		
	防災井戸	設置した場合	1	0	
	非常用飲料水生成システム	設置した場合	1	0	
	非常用発電機	設置した場合	1	0	設置容量 5kVA以上
	蓄電池	設置した場合	1	0	設置容量 5kWh以上 (太陽光発電の蓄電以外)
	災害時に近隣の人が一時避難できる空地	100m ² 以上確保した場合	1	1	
その他、「災害対策」事項 →P.6に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
				4	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価
1～2点	★	適合水準配慮	
3～4点	★★	良好な配慮	○
5点以上	★★★	優良な配慮	

※1 建築基準法施工令第88条第3項に定めるもの

※2 「世田谷区建物の建築に係る住環境の整備に関する条例」による

評価算定書

事業の名称

[(仮称) 世田谷区南烏山1丁目計画 新築工事]

区分1 【自然エネルギーの有効利用】

(R3.4 改訂)

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考		
自然エネルギーの変換利用	延床面積 10,000 m ² 未満 (※)	① 太陽光発電設備 10kW	2	0	※5,000 m ² 未満では500 m ² につき1kW 設置で基準点 2 1.5kW " 4 2kW " 6		
		② 年間一次エネルギー量換算 100GJ					
	①太陽光発電 ②その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等)	① " 15kW	4				
		② " 150GJ					
	③ 太陽光発電の蓄電利用	① " 20kW	6				
		② " 200GJ					
	太陽光発電の蓄電利用	蓄電池容量10kWh (太陽光発電5kW以上)	2			0	この欄の自然エネルギーの変換利用の項目が採点された場合のみ以下の項目を評価し加点することができる。
	延床面積 10,000 m ² 以上	① 太陽光発電設備 20kW	2			0	
		② 年間一次エネルギー量換算 200GJ					
		① " 30kW					4
② " 300GJ							
①太陽光発電 ②その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等)	① " 40kW	6					
	② " 400GJ						
③ 太陽光発電の蓄電利用	蓄電池容量20kWh (太陽光発電10kW以上)	2	0	屋根貸など他事業者による設置でもよい。発電電力の利用方法は問わない。			
自然エネルギーの直接利用	ダブルスキン構造等	採用した場合	2	0	冬期の熱回収等を目的とした空調機等に接続する場合		
	地中熱を利用したシステム (クール・ヒートトレンチ)	採用した場合	1	0			
	自然通風・外気を利用したシステム (通風経路確保、ナイトパージ、自然換気システム)	採用した場合	各1	0			
	自然採光を利用したシステム (ライトシェルフ、アトリウム、トップライト、ハイサイドライト等)	採用した場合	各1	0			
	太陽熱を利用したシステム (パッシブソーラーシステム)	採用した場合	1	0			
その他、「自然エネルギーの有効利用」事項 →P.6 に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2	1	採点は基準点の範囲で区が認めた点数			
合計点				1			

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	○
4～5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	

区分2【省エネルギー対策】 (共同住宅)

	具体的な配慮	配慮内容	基準点		
エコカーの普及	電気自動車充電用コンセント	1個設置した場合	1	0	
		2個以上設置した場合	2		
	電気自動車充電器	設置した場合	2	0	居住者の複数車両で利用を想定
	カーシェアリング	採用した場合	1	0	
断熱性能	外皮性能 外皮平均熱貫流率 UA 値 冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} 値	住戸単位 UA 値および η_{AC} の設計値 が共に基準値以下	1	1	建築物省エネ法 エネルギー消費性能 基準
		加えて全住戸で UA 値 0.6 W/m ² ・K 以下	2		強化外皮基準 ZEH-M Oriented 相当
省エネルギーシステムの導入	昼光センサーやタイムスケジュールなどの照明制御	採用した場合	1	0	共用部 (エントランスなど)
	全熱交換器	採用した場合	1	0	全住戸に1以上設置
	エネルギー管理システムの導入	HEMS の採用	1	0	全住戸で対応機器が設置された場合
		MEMS の採用	1	0	建物全体で採用された場合
	高効率照明設備の採用	LED 照明を採用した場合	1	1	事業者が設置する共用部及び住戸内照明(廊下、浴室等)
ダブルスキン構造等	採用した場合	1	0	カーテン等以外の場合	
高効率設備	高効率空調機の採用 「エネルギー環境適合製品 告示」 に定める熱源機を用いるもの。	採用した場合	1	0	全住戸に設置されていること
	家庭用コージェネレーションシステム (エネファーム等)	採用した場合	2	0	同上
	高効率給湯設備 (エコジョーズ等)	採用した場合	1	1	同上
エネルギー消費量	一次エネルギー消費量 設計値/基準値 (BEI)	住棟全体の BEI 0.9 以下で計画	1	0	建築物省エネ法 誘導基準
		〃 0.8 以下で計画	2		ZEH-M Oriented 相当
		〃 0.5 以下で計画	3		ZEH-M Ready 相当
その他、「省エネルギー対策」事項 →P.6 に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1 又は 2	1	1	採点は基準点の範囲で区が認めた点数
合計点				4	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	○
6点以上	★★★	優良な配慮	

区分3【みどりの保全・創出】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点1	採点1	基準点2	採点2	
みどりの量	緑化率	基準(※1)どおり	1	1	採点1の合計 2→1点	2	
		基準を2パーセント上回る	2				
		〃 4 〃	4				
	高木(※2)の配置(本数)	基準どおり	1	4	3～5→2点		
		基準を20パーセント上回る	2		6～8点→3点		
		〃 40 〃	4				
緑化空間	地上部の緑化率	緑化率のうち地上部だけで基準(※1)を満たす	1	1	採点1の合計 0点→0点	2	
	環境空地	基準面積を20パーセント上回る	1	1	1→1点 2→2点		
みどりの質の向上	世田谷の風土に調和する樹木による緑化	計画区域内の高木・準高木(※2)のうち70パーセント以上が主に関東に分布している樹種	1	0	採点1の合計 0～1点→0点 2～4→1点	1	
	常緑樹と落葉樹のバランスのとれた植栽	高木・準高木のうち落葉樹の比率は20パーセント以上実施	1	1			
	新たな景観を生み出すシンボルとなる樹木の植栽	6m以上の樹木の植栽	1	1			
	花の咲く木など季節を感じられる植栽計画	開花時期が異なる3種類以上の多様な花の咲く木などで計画した場合	1	1			
既存樹木	既存樹木の保存	敷地内において、準高木以上の樹木の数が2割以上かつ10本以上存置	1	0	採点1の合計 0点→0点	0	
		道路から6m以内の範囲において 〃	2		1→1点		
		高さ10m以上の健全な樹木を3本以上保存(移植を含む)	1		0		2～3→2点
		道路から6m以内の範囲において 〃	2				4→3点
生きものの緑化	生きものや水環境に関する工夫	ビオトープ、灌水装置などの整備	1	0	採点1の合計 0点→0点 1→1点 2～3→2点	1	
		野鳥や昆虫などが立ち寄る工夫(実のなる樹種の植栽やバードバス・巣箱の設置など)	1	1			
		みどりを活用した学習の場や交流の場などを計画した場合	1	0			
その他、「みどりの保全・創出」事項 →P.6に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数		
合計点						6	

配慮項目の採点2を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	○

- ※1 「世田谷区みどりの基本条例」による
 ※2 高木 植栽時の高さが4m以上の樹木
 準高木 〃 2.5～4m未満の樹木

区分4【災害対策】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
災害への配慮	免震構造または制震構造	採用した場合	2	0	
	構造躯体の倒壊等防止	建築基準法(※1)の 1.25倍で計画	1	0	品確法の耐震等級2相当(構造躯体の倒壊等防止)
		建築基準法(※1)の 1.5倍で計画	2		
	雨水流出抑制	基準(※2)を15パーセント上回る	1	0	
		基準(※2)を30パーセント上回る	2		
防火水槽	新設又は設置されている場合	1	1	専用の水槽または、常時水をためて火災時に使用するもの	
災害時への対策	防災倉庫	設置した場合	1	1	延べ面積1万m ² 以上の場合は、※2を超える配慮
	災害トイレ	設置した場合	1	0	延べ面積1万m ² 以上の場合は2基以上で点数化されます。 ※2を超える配慮 上記に加え延べ面積に関らず 100人あたり→2基以上 150人あたり→3基以上で 点数化されます。
		以降居住者50人あたり 1基以上設置した場合	1		
	防災井戸	設置した場合	1	0	
	非常用飲料水生成システム	設置した場合	1	0	
	非常用発電機	設置した場合	1	0	設置容量 5kVA以上
	蓄電池	設置した場合	1	0	設置容量 5kWh以上 (太陽光発電の蓄電以外)
	災害時に近隣の人が一時避難できる空地	100m ² 以上確保した場合	1	0	
その他、「災害対策」事項 →P.6に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
				2	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価
1～2点	★	適合水準配慮	○
3～4点	★★	良好な配慮	
5点以上	★★★	優良な配慮	

※1 建築基準法施工令第88条第3項に定めるもの

※2 「世田谷区建物の建築に係る住環境の整備に関する条例」による

4つの『評価区分』において、基準にない項目であっても、環境に配慮し評価に値すると思われる項目が何かあれば記入してください。

区分名：区分1【自然エネルギーの有効利用】

【具体的な配慮内容として】

太陽光発電設備 5kW を設置

区分名：区分2【省エネルギー対策】

【具体的な配慮内容として】

電気自動車充電設備用のカラ配管を平置き駐車場1台に整備

例：区分1【自然エネルギーの有効利用】

- ・建物間に隙間を設け、自然通風を積極的に取り入れる。
- ・地熱を利用し、空調機の補助とする。
- ・使用する電力は再エネ50%以上の電力を調達する。
- ・大容量の蓄電設備を設置することで太陽光発電時間以外の電力を賄う。

例：区分2【省エネルギー対策】

- ・従前の建物の実績と比較して計画建物のエネルギー使用量を30パーセント削減する。
- ・屋上に降った雨を集め、雑用水として水洗トイレ、清掃等の用途に利用する。
- ・VtoH(Vehicle to home)を採用し太陽光発電の充電、災害時の利用を見込む。
- ・完成後はエネルギー監視を行い省エネに取り組む。

例：区分3【みどりの保全・創出】

- ・計画地は湧水保全重点地区であり積極的な地下水の涵養に努める。
- ・既存樹木を保存するため樹木医による診断を行い、健全な全ての高木、準高木を移植する。
- ・道路に面した法面を緑化する。

例：区分4【災害対策】

- ・BCP対策として非常用発電機導入により電源を確保し、照明・コンセント・水道の利用を可能とする。
- ・電気自動車の外部給電機を準備する。
- ・地形や立地の特性を踏まえた防災設備の計画を行う。
- ・グリーンインフラを活用した雨水流出抑制に努める。

【その他】

4つの区分以外で、環境に配慮し評価に値すると思われる配慮項目があれば下記に記入してください。

【具体的な配慮内容として】

- 例1 CASBEE 等の評価制度で高評価を取得する。
- 例2 敷地内の歴史的文化遺産や歴史的な自然景観を保存する。
- 例3 出入り車両による周辺の渋滞や混雑を避ける進入路を選択する。
- 例4 認証木材、エコマテリアル、リサイクル材を積極的に活用する。

このページ内で書ききれない場合は、コピーをしてご記入ください。

区分1 【自然エネルギーの有効利用】

(R3.4 改訂)

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考		
自然エネルギーの変換利用	延床面積 10,000 m ² 未満 (※)	① 太陽光発電設備 10kW	2	0	※5,000 m ² 未満では500 m ² につき1kW 設置で基準点2 1.5kW " 4 2kW " 6		
		② 年間一次エネルギー量換算 100GJ					
	①太陽光発電 ②その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等)	① " 15kW	4				
		② " 150GJ					
	③ 太陽光発電の蓄電利用	① " 20kW	6				
		② " 200GJ					
	太陽光発電の蓄電利用	蓄電池容量10kWh (太陽光発電5kW以上)	2			0	この欄の自然エネルギーの変換利用の項目が採点された場合のみ以下の項目を評価し加点することができる。
	延床面積 10,000 m ² 以上	① 太陽光発電設備 20kW	2			6	
		② 年間一次エネルギー量換算 200GJ					
		①太陽光発電 ②その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等)	① " 30kW				4
② " 300GJ							
③ 太陽光発電の蓄電利用	① " 40kW	6					
	② " 400GJ						
太陽光発電の蓄電利用	蓄電池容量20kWh (太陽光発電10kW以上)	2	0	屋根貸など他事業者による設置でもよい。発電電力の利用方法は問わない。			
自然エネルギーの直接利用	ダブルスキン構造等	採用した場合	2	0	冬期の熱回収等を目的とした空調機等に接続する場合		
	地中熱を利用したシステム (クール・ヒートトレンチ)	採用した場合	1	0			
	自然通風・外気を利用したシステム (通風経路確保、ナイトパージ、自然換気システム)	採用した場合	各1	0			
	自然採光を利用したシステム (ライトシェルフ、アトリウム、トップライト、ハイサイドライト等)	採用した場合	各1	0			
	太陽熱を利用したシステム (パッシブソーラーシステム)	採用した場合	1	0			
その他、「自然エネルギーの有効利用」事項 →P.6 に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数			
合計点				6			

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	○

区分2【省エネルギー対策】 (共同住宅)

	具体的な配慮	配慮内容	基準点		
エコカーの普及	電気自動車充電用コンセント	1個設置した場合	1	0	
		2個以上設置した場合	2		
	電気自動車充電器	設置した場合	2	0	居住者の複数車両で利用を想定
	カーシェアリング	採用した場合	1	0	
断熱性能	外皮性能 外皮平均熱貫流率 UA 値 冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} 値	住戸単位 UA 値および η_{AC} の設計値 が共に基準値以下	1	1	建築物省エネ法 エネルギー消費性能 基準
		加えて全住戸で UA 値 0.6 W/m ² ・K 以下	2		強化外皮基準 ZEH-M Oriented 相当
省エネルギーシステムの導入	昼光センサーやタイムスケジュールなどの照明制御	採用した場合	1	1	共用部 (エントランスなど)
	全熱交換器	採用した場合	1	0	全住戸に1以上設置
	エネルギー管理システムの導入	HEMS の採用	1	0	全住戸で対応機器が設置された場合
		MEMS の採用	1	0	建物全体で採用された場合
	高効率照明設備の採用	LED 照明を採用した場合	1	1	事業者が設置する共用部及び住戸内照明(廊下、浴室等)
ダブルスキン構造等	採用した場合	1	0	カーテン等以外の場合	
高効率設備	高効率空調機の採用 「エネルギー環境適合製品 告示」に定める熱源機を用いるもの。	採用した場合	1	0	全住戸に設置されていること
	家庭用コージェネレーションシステム (エネファーム等)	採用した場合	2	0	同上
	高効率給湯設備 (エコジョーズ等)	採用した場合	1	1	同上
エネルギー消費量	一次エネルギー消費量 設計値/基準値 (BEI)	住棟全体の BEI 0.9 以下で計画	1	0	建築物省エネ法 誘導基準
		" 0.8 以下で計画	2		ZEH-M Oriented 相当
		" 0.5 以下で計画	3		ZEH-M Ready 相当
その他、「省エネルギー対策」事項 →P.6 に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1 又は 2		1	採点は基準点の範囲で区が認めた点数
合計点				5	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	○
6点以上	★★★	優良な配慮	

区分3【みどりの保全・創出】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点1	採点1	基準点2	採点2
みどりの量	緑化率	基準(※1)どおり	1	1	採点1の合計 2→1点	2
		基準を2パーセント上回る	2			
		〃 4 〃	4			
	高木(※2)の配置(本数)	基準どおり	1	4	3～5→2点	
		基準を20パーセント上回る	2		6～8点→3点	
		〃 40 〃	4			
緑化空間	地上部の緑化率	緑化率のうち地上部だけで基準(※1)を満たす	1	1	採点1の合計 0点→0点	2
	環境空地	基準面積を20パーセント上回る	1	1	1→1点 2→2点	
みどりの質の向上	世田谷の風土に調和する樹木による緑化	計画区域内の高木・準高木(※2)のうち70パーセント以上が主に関東に分布している樹種	1	1	採点1の合計 0～1点→0点 2～4→1点	1
	常緑樹と落葉樹のバランスのとれた植栽	高木・準高木のうち落葉樹の比率は20パーセント以上実施	1	1		
	新たな景観を生み出すシンボルとなる樹木の植栽	6m以上の樹木の植栽	1	1		
	花の咲く木など季節を感じられる植栽計画	開花時期が異なる3種類以上の多様な花の咲く木などで計画した場合	1	1		
既存樹木	既存樹木の保存	敷地内において、準高木以上の樹木の数が2割以上かつ10本以上存置	1	0	採点1の合計 0点→0点	0
		道路から6m以内の範囲において 〃	2		1→1点	
		高さ10m以上の健全な樹木を3本以上保存(移植を含む)	1	0	2～3→2点	
		道路から6m以内の範囲において 〃	2		4→3点	
生きものの緑化	生きものや水環境に関する工夫	ビオトープ、灌水装置などの整備	1	0	採点1の合計 0点→0点 1→1点 2～3→2点	1
		野鳥や昆虫などが立ち寄る工夫(実のなる樹種の植栽やバードバス・巣箱の設置など)	1	1		
		みどりを活用した学習の場や交流の場などを計画した場合	1	0		
その他、「みどりの保全・創出」事項 →P.6に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2	1	採点は基準点の範囲で区が認めた点数	1
合計点						7

配慮項目の採点2を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	○

- ※1 「世田谷区みどりの基本条例」による
 ※2 高木 植栽時の高さが4m以上の樹木
 準高木 〃 2.5～4m未満の樹木

区分4【災害対策】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
災害への配慮	免震構造または制震構造	採用した場合	2	0	
	構造躯体の倒壊等防止	建築基準法(※1)の 1.25倍で計画	1	0	品確法の耐震等級2相当(構造躯体の倒壊等防止)
		建築基準法(※1)の 1.5倍で計画	2		同上 耐震等級3相当
	雨水流出抑制	基準(※2)を15パーセント上回る	1	0	
		基準(※2)を30パーセント上回る	2		
防火水槽	新設又は設置されている場合	1	1	専用の水槽または、常時水をためて火災時に使用するもの	
災害時への対策	防災倉庫	設置した場合	1	1	延べ面積1万m ² 以上の場合は、※2を超える配慮
	災害トイレ	設置した場合	1	1	延べ面積1万m ² 以上の場合は2基以上で点数化されます。 ※2を超える配慮
		以降居住者50人あたり 1基以上設置した場合	1		上記に加え延べ面積に関らず 100人あたり→2基以上 150人あたり→3基以上で 点数化されます。
	防災井戸	設置した場合	1	1	
	非常用飲料水生成システム	設置した場合	1	0	
	非常用発電機	設置した場合	1	0	設置容量 5kVA以上
	蓄電池	設置した場合	1	0	設置容量 5kWh以上 (太陽光発電の蓄電以外)
	災害時に近隣の人が一時避難できる空地	100m ² 以上確保した場合	1	1	
その他、「災害対策」事項 →P.6に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は 2	1	採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
				6	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価
1～2点	★	適合水準配慮	
3～4点	★★	良好な配慮	
5点以上	★★★	優良な配慮	○

※1 建築基準法施工令第88条第3項に定めるもの

※2 「世田谷区建物の建築に係る住環境の整備に関する条例」による

4つの『評価区分』において、基準にない項目であっても、環境に配慮し評価に値すると思われる項目が何かあれば記入してください。

区分名：【省エネルギー対策】【災害対策】【みどりの保全・創出】

【具体的な配慮内容として】

○省エネルギー対策

- ・電気自動車充電用コンセント設置等の将来対応として空配管を整備する。

○災害対策

- ・災害時に利用できるかまどベンチを設置する。

○みどりの保全・創出

- ・世田谷通り沿いの擁壁改修により既存樹木が伐採される箇所には桜を新植し、桜並木の再生を図ることで、風景の継承に努める。

例：区分1【自然エネルギーの有効利用】

- ・建物間に隙間を設け、自然通風を積極的に取り入れる。
- ・地熱を利用し、空調機の補助とする。
- ・使用する電力は再エネ50%以上の電力を調達する。
- ・大容量の蓄電設備を設置することで太陽光発電時間以外の電力を賄う。

例：区分2【省エネルギー対策】

- ・従前の建物の実績と比較して計画建物のエネルギー使用量を30パーセント削減する。
- ・屋上に降った雨を集め、雑用水として水洗トイレ、清掃等の用途に利用する。
- ・VtoH(Vehicle to home)を採用し太陽光発電の充電、災害時の利用を見込む。
- ・完成後はエネルギー監視を行い省エネに取り組む。

例：区分3【みどりの保全・創出】

- ・計画地は湧水保全重点地区であり積極的な地下水の涵養に努める。
- ・既存樹木を保存するため樹木医による診断を行い、健全な全ての高木、準高木を移植する。
- ・道路に面した法面を緑化する。

例：区分4【災害対策】

- ・BCP対策として非常用発電機導入により電源を確保し、照明・コンセント・水道の利用を可能とする。
- ・電気自動車の外部給電機を準備する。
- ・地形や立地の特性を踏まえた防災設備の計画を行う。
- ・グリーンインフラを活用した雨水流出抑制に努める。

【その他】

4つの区分以外で、環境に配慮し評価に値すると思われる配慮項目があれば下記に記入してください。

【具体的な配慮内容として】

- 例1 CASBEE 等他の評価制度で高評価を取得する。
- 例2 敷地内の歴史的文化遺産や歴史的な自然景観を保存する。
- 例3 出入り車両による周辺の渋滞や混雑を避ける進入路を選択する。
- 例4 認証木材、エコマテリアル、リサイクル材を積極的に活用する。

このページ内で書ききれない場合は、コピーをしてご記入ください。

区分1 【自然エネルギーの有効利用】

(R3.4 改訂)

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考			
自然エネルギーの変換利用	延床面積 10,000 m ² 未満 (※) ① 太陽光発電 ② その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等) ③ 太陽光発電の蓄電利用	① 太陽光発電設備 10kW ② 年間一次エネルギー量換算 100GJ	2	0	※5,000 m ² 未満では500 m ² につき 1kW 設置で基準点 2 1.5kW " 4 2kW " 6			
		① " 15kW ② " 150GJ	4					
		① " 20kW ② " 200GJ	6					
		太陽光発電の蓄電利用	蓄電池容量10kWh (太陽光発電5kW以上)			2	0	この欄の自然エネルギーの変換利用の項目が採点された場合のみ以下の項目を評価し加点することができる。 屋根貸など他事業者による設置でもよい。発電電力の利用方法は問わない。
		延床面積 10,000 m ² 以上 ① 太陽光発電 ② その他自然エネルギーの変換利用 (太陽熱温水パネル、地中熱、風力等) ③ 太陽光発電の蓄電利用	① 太陽光発電設備 20kW ② 年間一次エネルギー量換算 200GJ			2	6	
			① " 30kW ② " 300GJ			4		
	① " 40kW ② " 400GJ		6					
	太陽光発電の蓄電利用	蓄電池容量20kWh (太陽光発電10kW以上)	2	0				
	自然エネルギーの直接利用	ダブルスキン構造等	採用した場合	2	0	冬期の熱回収等を目的とした空調機等に接続する場合		
		地中熱を利用したシステム (クール・ヒートトレンチ)	採用した場合	1	0			
自然通風・外気を利用したシステム (通風経路確保、ナイトパージ、自然換気システム)		採用した場合	各1	1				
自然採光を利用したシステム (ライトシェルフ、アトリウム、トップライト、ハイサイドライト等)		採用した場合	各1	1				
太陽熱を利用したシステム (パッシブソーラーシステム)		採用した場合	1	0				
その他、「自然エネルギーの有効利用」事項 →P.6 に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2			採点は基準点の範囲で区が認めた点数			
合計点				8				

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	○

区分2【省エネルギー対策】（共同住宅以外）

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
エコカーの普及	電気自動車充電用コンセント	1個設置した場合	1	0	
		2個以上設置した場合	2	0	
	電気自動車充電器	設置した場合	2	0	一般利用
	カーシェアリング	採用した場合	1	0	
性能断熱	外皮性能 パリメータゾーンの年間熱負荷係数（PAL*）	設計値／基準値を1.0以下で計画	1	1	建築物省エネ法誘導基準
省エネルギーシステムの導入	人感センサー利用照明	採用した場合	1	1	トイレなど不特定多数の方が利用する場所への設置
	昼光センサーやタイムスケジュールなどの照明制御	採用した場合	1	0	効果の見込める居室への設置
	全熱交換器	採用した場合	1	1	同上
	CO ₂ 制御換気システム	採用した場合	1	1	同上
	エネルギー管理システムの導入	BEMSの採用	2	0	建物全体で採用された場合
	大温度差送風・送水システム	採用した場合	1	0	
	高効率照明設備の採用	LED照明を採用した場合	1	1	
	ダブルスキン構造等	採用した場合	1	0	カーテン等以外の場合
高効率設備	高効率空調機の採用 「エネルギー環境適合製品 告示」に定める熱源機を用いるもの。	採用した場合	1	1	
	高効率ボイラ 「エネルギー環境適合製品 告示」に定めるもの。	採用した場合	1	0	
	コージェネレーションシステム 「エネルギー環境適合製品 告示」に定めるもの	採用した場合	2	0	
	高効率給湯設備（エコジョーズ等）	採用した場合	1	1	
エネルギー消費量	一次エネルギー消費量 設計値／基準値（BEI）	0.8以下で計画	1	1	建築物省エネ法誘導基準
		0.6以下で計画	2		ZEB Oriented 相当
		0.5以下で計画	3		ZEB Ready 相当
その他、「省エネルギー対策」事項 →P.6に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2	1	採点は基準点の範囲で区が認めた点数
合計点				9	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	
6点以上	★★★	優良な配慮	○

区分3【みどりの保全・創出】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点1	採点1	基準点2	採点2
みどりの量	緑化率	基準(※1)どおり	1	2	採点1の合計 2→1点	2
		基準を2パーセント上回る	2			
		〃 4 〃	4			
	高木(※2)の配置(本数)	基準どおり	1	1	3～5→2点	
		基準を20パーセント上回る	2		6～8点→3点	
		〃 40 〃	4			
緑化空間	地上部の緑化率	緑化率のうち地上部だけで基準(※1)を満たす	1	0	採点1の合計 0点→0点	0
	環境空地	基準面積を20パーセント上回る	1	0	1→1点 2→2点	
みどりの質の向上	世田谷の風土に調和する樹木による緑化	計画区域内の高木・準高木(※2)のうち70パーセント以上が主に関東に分布している樹種	1	0	採点1の合計 0～1点→0点 2～4→1点	1
	常緑樹と落葉樹のバランスのとれた植栽	高木・準高木のうち落葉樹の比率は20パーセント以上実施	1	1		
	新たな景観を生み出すシンボルとなる樹木の植栽	6m以上の樹木の植栽	1	0		
	花の咲く木など季節を感じられる植栽計画	開花時期が異なる3種類以上の多様な花の咲く木などで計画した場合	1	1		
既存樹木	既存樹木の保存	敷地内において、準高木以上の樹木の数が2割以上かつ10本以上存置	1	0	採点1の合計 0点→0点	0
		道路から6m以内の範囲において 〃	2		1→1点	
		高さ10m以上の健全な樹木を3本以上保存(移植を含む)	1		2～3→2点	
		道路から6m以内の範囲において 〃	2		4→3点	
生きものの緑化	生きものや水環境に関する工夫	ビオトープ、灌水装置などの整備	1	0	採点1の合計 0点→0点 1→1点 2～3→2点	1
		野鳥や昆虫などが立ち寄る工夫(実のなる樹種の植栽やバードバス・巣箱の設置など)	1	1		
		みどりを活用した学習の場や交流の場などを計画した場合	1	0		
その他、「みどりの保全・創出」事項 →P.6に記入		世田谷区が優れていると認めるもの	1又は2		採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
合計点						4

配慮項目の採点2を合計し、その点数により評価する。

			評価結果
1～3点	★	適合水準配慮	
4～5点	★★	良好な配慮	○
6点以上	★★★	優良な配慮	

※1 「世田谷区みどりの基本条例」による

※2 高木 植栽時の高さが4m以上の樹木
準高木 〃 2.5～4m未満の樹木

区分4【災害対策】

	具体的な配慮	配慮内容	基準点	採点	備考
災害への配慮	免震構造または制震構造	採用した場合	2	0	
	構造躯体の倒壊等防止	建築基準法(※1)の 1.25倍で計画	1	1	品確法の耐震等級2相当(構造躯体の倒壊等防止)
		建築基準法(※1)の 1.5倍で計画	2		
	雨水流出抑制	基準(※2)を15パーセント上回る	1	2	
		基準(※2)を30パーセント上回る	2		
防火水槽	新設又は設置されている場合	1	1	専用の水槽または、常時水をためて火災時に使用するもの	
災害時への対策	防災倉庫	設置した場合	1	1	延べ面積1万m ² 以上の場合は、※2を超える配慮
	災害トイレ	設置した場合	1	1	延べ面積1万m ² 以上の場合は2基以上で点数化されます。 ※2を超える配慮 上記に加え延べ面積に関らず 100人あたり→2基以上 150人あたり→3基以上で 点数化されます。
		以降居住者50人あたり 1基以上設置した場合	1		
	防災井戸	設置した場合	1	0	
	非常用飲料水生成システム	設置した場合	1	0	
	非常用発電機	設置した場合	1	1	設置容量 5kVA以上
	蓄電池	設置した場合	1	0	設置容量 5kWh以上 (太陽光発電の蓄電以外)
	災害時に近隣の人が一時避難できる空地	100m ² 以上確保した場合	1	0	
その他、「災害対策」事項 →P.6に記入	世田谷区が優れていると認めるもの	1又は 2	2	採点は基準点の範囲で区が認めた点数	
				9	

各配慮項目の採点を合計し、その点数により評価する。

			評価
1～2点	★	適合水準配慮	
3～4点	★★	良好な配慮	
5点以上	★★★	優良な配慮	○

※1 建築基準法施工令第88条第3項に定めるもの

※2 「世田谷区建物の建築に係る住環境の整備に関する条例」による

4つの『評価区分』において、基準にない項目であっても、環境に配慮し評価に値すると思われる項目が何かあれば記入してください。

区分名：【 区分1：自然エネルギーの有効利用 】

【具体的な配慮内容として】

自然採光・自然通風を最大限取り入れる建物配置とする。

区分名：【 区分2：省エネルギー対策 】

【具体的な配慮内容として】

・屋上に降った雨を集め、雑用水として水洗トイレ等に利用する。

区分名：【 区分4：災害対策 】

【具体的な配慮内容として】

・断水時に受水槽にて水源を確保する。
・災害時、体育館は福祉避難所として活用する。

【その他】

4つの区分以外で、環境に配慮し評価に値すると思われる配慮項目があれば下記に記入してください。

【具体的な配慮内容として】

・建物内の木家具等には多摩産材等の国産木材を積極的に使用する。
・屋上の設備には目隠し壁を設け、周辺環境の修景や騒音等の公害対策を行う。
・車両出入口のある西側道路に車両を待機させないスムーズな敷地内車両動線を計画する。

このページ内で書ききれない場合は、コピーをしてご記入ください。